

京都市国際交流会館内レストラン及び喫茶コーナーの事業者の募集に係る  
質問への回答について

No.	質 問	回 答
1	<p>営業時間、日時に関して、会館の開館日における休業は可能か。</p> <p>また、営業時間は会館と合わせず、例えば午前10時～午後6時までなど、こちらで決めてもよいか。</p>	<p>原則、開館日及び開館時間に合わせて営業していただきたい。</p> <p>ただし、会館の開館日における休業や、営業時間の短縮については、応募時に御提案いただければ、本市及び会館の指定管理者と協議のうえ、認める場合がある。</p> <p>特に営業時間の短縮については、昨今の新型コロナウイルス感染症等の影響を考慮し、柔軟に対応させていただく予定である。</p>
2	<p>喫茶コーナーに、使用可能な既存の冷蔵庫など、機器類はあるか。</p>	<p>冷蔵庫等はないが、既存のシンクについては、御利用いただける。</p>
3	<p>出店に係る工事に関しては、どの程度必要か。</p>	<p>御提案内容により、工事が必要な場合があります、その際は、店舗使用者の責任及び負担により、実施いただくこととなる。</p>
4	<p>会館の外内部に看板を設置することは可能か。</p>	<p>看板については、会館の指定管理者と協議のうえ、本市の条例の範囲内で、設置いただくことは可能である。</p>